

低所得のひとり親世帯等に対する給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親世帯等に対し生活の支援を行うため、支給要件に該当する場合、児童1人あたり6万円(国5万円+北海道独自1万円)の特別給付金が支給されます。

給付金の対象者は「ひとり親世帯分」と「ひとり親世帯以外分」では異なり、申請が不要な場合と必要な場合があります。ご自身が対象になるかどうか等、ご不明な点がございましたらお気軽にご相談ください。

※「ひとり親世帯分」と「ひとり親世帯以外分」の給付金を両方受け取ることはできません。



ひとり親世帯分 (児童1人あたり6万円)

- 支給対象者**
- 申請不要な方
 - ①令和4年4月分の児童扶養手当を受給している方(既に北海道より支給済)
 - 申請が必要な方
 - ②公的年金などを受給しており、令和4年4月分の児童扶養手当が全額停止されている方
 - ③令和4年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方

申請手続 申請が必要な方に該当する場合は申請が必要です。
 申請期限:令和5年2月28日(火)
 申請先:保健福祉課子育て支援係

支給日 申請受付後、北海道より順次支給

ひとり親世帯以外分 (児童1人あたり6万円)

- 支給対象者** 【要件】
 次の(1)・(2)両方に該当する方(※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)
- (1)令和4年3月31日時点で18歳未満の児童(障がい児の場合、20歳未満)を養育する父母等(令和4年4月1日から令和5年2月28日までに生まれた新生児も対象になります)
 - (2)『令和4年度住民税(均等割)が非課税の方』または『新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年1月以降の収入が急変し、住民税(均等割)非課税相当の収入となった方』(※1)
- 申請不要な方
- ①令和4年4月分の児童手当(特例給付含む)または特別児童扶養手当の受給者で住民税(均等割)非課税の方
 - ▶給付金は、申請不要で受け取れます。
 - ▶対象見込みの方へは、個別に案内文書を送付しておりますのでご確認ください。
 - ▶公務員の方は、特別児童扶養手当の受給者で非課税の場合のみ申請不要です。
- 申請が必要な方
- ②①以外の方(例:高校生等のみ養育している方、収入が急変した方)
 - ▶給付金を受け取るには、申請が必要です。
 - ▶令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を受給していない場合の申請者は、主たる生計維持者(養育者双方の所得の高い方)となります。
 - ▶公務員の方は、非課税で児童手当を受給している場合、申請書に児童手当の受給者であると所属長から証明を受ける必要があります。

申請手続 申請が必要な方に該当する場合は申請が必要です。
 申請期限:令和5年2月28日(火)
 申請先:保健福祉課子育て支援係

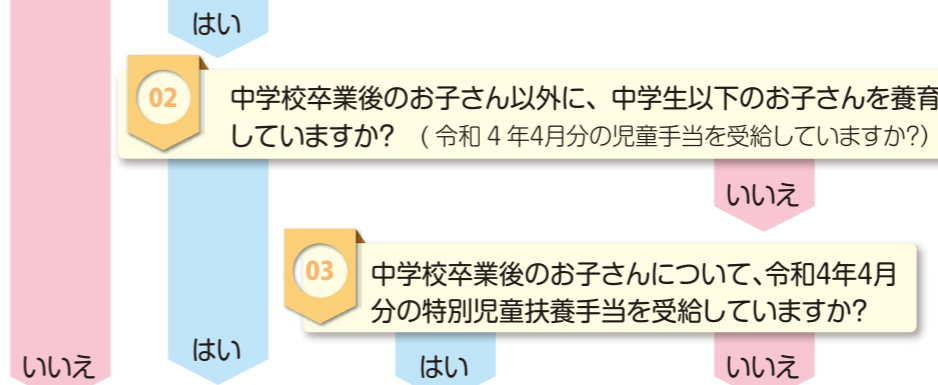
支給日 申請受付後、順次支給
 ※制度の内容や申請に必要な書類等については、町ホームページにも掲載しておりますので、ご覧ください。

(※1)

非課税相当収入限度額の目安

世帯の人数(注)	非課税相当収入限度額
2人(例:夫婦+子1人)	1,380,000円
3人(例:夫婦+子1人)	1,683,999円
4人(例:夫婦+子2人)	2,103,999円
5人(例:夫婦+子3人)	2,503,999円
6人(例:夫婦+子4人)	2,903,999円
7人(例:夫婦+子5人)	3,303,999円

01 中学校卒業後のお子さん(平成16年4月2日(障がい児の場合、平成14年4月2日)~平成19年4月1日に生まれた児童)を養育していますか?
 (中学校を卒業していないお子さん(平成19年4月2日以降に生まれた児童)のみを養育している場合は「いいえ」へお進みください。)



令和4年度住民税が**非課税**の場合、
申請は不要です!
 ※児童手当又は特別児童扶養手当の口座に振り込まれます。

支給要件を満たす場合、
申請が必要です!

令和4年度住民税が**課税**の場合



※児童扶養手当を受給している方は、住民税の課税状況に関わらず、既に給付金を支給済みです。(一部、申請が必要な方を除く。)

※必要な書類等の詳細やご自身が支給要件に該当するかなど、ご不明な点などについては、お気軽にご相談ください。また、町ホームページにも掲載しておりますので、ご覧ください。

お問い合わせ先

役場保健福祉課子育て支援係

☎(62)4473